

安体協第24号
令和2年5月29日

各競技部・地区体協代表者 様

安来市体育協会
会長 石川 隆 夫



新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う

活動対応について(通知)

平素より安来市体育協会の事業推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、5月1日付で安来市体育協会加盟組織に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から5月31日まで活動中止をお願いしておりますが、市内社会体育施設の屋外施設が5月25日(月)、屋内施設が6月1日(月)から感染防止策を講じた上で再開されることになりました。

ついでには、安来市体育協会加盟組織の活動を6月1日(月)から再開します。施設利用にあたっては、健康チェックや利用者名簿等の提出が求められます。詳しくは、各施設管理者へお問い合わせ下さい。

なお、各小中学校体育施設の目的外使用については、6月14日(日)まで禁止期間が継続されていますのでご承知おきください。(スポ少は除く。)

活動にあたっては、3密を避け①咳エチケットの推奨、②風邪のような症状がある方の不参加徹底、③アルコール消毒薬の設置等の対策を行い、可能な範囲で感染拡大の防止に努めていただくよう引き続きお願いいたします。

※日々の環境変化により状況が刻々と変わる可能性があります。

常に安来市体育協会HPを確認していただき、新しい情報を入手してください。
インターネット環境がない場合は、電話により事務局へ確認してください。

別紙「社会体育施設の再開時の感染防止策チェックリスト」を参考にしてください。

(社会体育施設再開にあたっての資料：安来市文化スポーツ振興課より)

【お問合せについて】

活動について相談やご質問がありましたら、事務局へお問い合わせください。

〒692-0011

安来市安来町1337-1
(安来市民体育館内)

安来市体育協会 事務局長 奈良井

Tel 0854-23-1923 Fax 0854-23-1924

E-mail taikyou@yasugi-sports.com

URL <http://yasugi-sports.com/>

社会体育施設の再開時の感染防止策チェックリスト

利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすることがあること

（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- 同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと
- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること